

6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]										
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県 [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (令和4年4月1日～令和5年3月31日)</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和3年4月1日～令和4年3月31日)</td> <td>(9,000円)</td> </tr> <tr> <td>(平成23年4月1日～令和3年3月31日)</td> <td>(18,000円)</td> </tr> <tr> <td>(本 則)</td> <td>(26,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の9分の2(※)に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。 ※ただし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間は、航空機燃料税の収入額の13分の4に相当する額（本則においては13分の2）</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (令和4年4月1日～令和5年3月31日)	13,000円	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(9,000円)	(平成23年4月1日～令和3年3月31日)	(18,000円)	(本 則)	(26,000円)	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港とその周辺の整備及び空港対策に関する費用に充てる]</p> <p>※激変緩和措置 平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3 平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18 平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9 平成28年度以降 着陸料割1/2 世帯数割1/2</p>
区 分	税 率											
航空機燃料1キロリットルにつき (令和4年4月1日～令和5年3月31日)	13,000円											
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(9,000円)											
(平成23年4月1日～令和3年3月31日)	(18,000円)											
(本 則)	(26,000円)											

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,671,642	2,669,481	2,700,553	626,567	2,976,377

7. 森林環境譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]																													
都道府県 及び 市町村 [国]	<p>1. 市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、全額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込み、市町村及び都道府県に対して譲与される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内に住所を有する個人に対し</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和6年度から課税。令和元年度は交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てる。令和2年度から令和6年度まで地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、譲与税を増額。)</p> <p>2. 都道府県に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の1(※2)に相当する額のうち、10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与する。</p> <p>3. 市町村に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の9(※2)に相当する額のうち、10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与する。</p> <p>※1 譲与額の特例あり（課税は令和6年度から）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>譲与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>500億円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>森林環境税の収入額+300億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 譲与割合の特例あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>100分の90</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	国内に住所を有する個人に対し	1,000円	年 度	譲与額	令和元年度	200億円	令和2～3年度	400億円	令和4～5年度	500億円	令和6年度	森林環境税の収入額+300億円	年 度	市町村	都道府県	令和元年度	100分の80	100分の20	令和2～3年度	100分の85	100分の15	令和4～5年度	100分の88	100分の12	令和6年度～	100分の90	100分の10	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>市町村 [森林の整備に関する費用、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する費用に充てる]</p> <p>都道府県 [市町村が実施する施策の支援等に関する費用に充てる]</p>
区 分	税 率																														
国内に住所を有する個人に対し	1,000円																														
年 度	譲与額																														
令和元年度	200億円																														
令和2～3年度	400億円																														
令和4～5年度	500億円																														
令和6年度	森林環境税の収入額+300億円																														
年 度	市町村	都道府県																													
令和元年度	100分の80	100分の20																													
令和2～3年度	100分の85	100分の15																													
令和4～5年度	100分の88	100分の12																													
令和6年度～	100分の90	100分の10																													

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	—	—	67,530	143,502	146,978